



平成 26 年 7 月 29 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号
株式会社三栄建築設計
代表取締役専務 小 池 学

(コード番号:3228 東証・名証 第一部)

問合せ先： 取締役執行役員管理本部長 吉川 和男

電話番号： 03-5335-7233 (代表)

上場契約違約金の徴求等についてのお知らせ

当社は、平成26年7月29日付で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）より、下記のとおり措置を受けることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 東京証券取引所による上場契約違約金の徴求について

東京証券取引所から、有価証券上場規程第 509 条第 1 項第 3 号に基づき上場契約違約金 10 百万円の徴求を行う旨の公表がなされました。

この理由につきましては、東京証券取引所から、以下の指摘を受けております。

「株式会社三栄建築設計（以下「同社」という。）は、同社の代表取締役社長である小池信三氏（以下「小池社長」という。）が他人名義で同社株式を実質的に保有していた件について、平成 26 年 5 月 14 日に社内調査の結果を開示し、同月 21 日に、平成 19 年 8 月期から平成 25 年 8 月期までの有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。これらによって、平成 18 年 9 月に同社株式が他の金融商品取引所へ上場されて以降、小池社長が、複数の知人に自らの資金を提供して同社株式の買付けを断続的に依頼するなどして、同社株式を他人名義で保有していたことが判明しました。そして、同社株式の当取引所への新規上場（平成 23 年 8 月 4 日）及び市場第一部銘柄への指定（平成 24 年 8 月 6 日）にかかる審査において、同社は、当取引所へ提出する申請書類がすべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、申請書類では、小池社長が実質保有する他人名義の株式を含まない虚偽の記載がされていました。その結果、同社における上場審査基準上の流通株式比率が過大に算出されたことから、同社は、実態としては当該基準を充足していないにもかかわらず、新規上場及び一部指定にかかる承認を得ていた事実が明らかとなりました。以上より、

同社は、宣誓書において宣誓した事項に違反し、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。」

2. 名古屋証券取引所による公表措置

名古屋証券取引所から、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第53条第1項第2号に基づき公表措置を行う旨の公表がなされました。

この理由につきましては、名古屋証券取引所から、以下の指摘を受けております。

「株式会社三栄建築設計（以下「同社」という。）は、同社の代表取締役社長（以下「同社社長」という。）が他人名義で同社株式を実質的に保有していた件について、平成26年5月14日に社内調査の結果を開示し、同月21日に、平成19年8月期から平成25年8月期までの有価証券報告書等の訂正報告書を提出しており、この件により同社及び同社社長は同年7月2日付けで金融庁より課徴金納付命令を受けています。この訂正によって、同社社長が、平成18年9月の同社株式の当取引所への上場直後から、複数の知人に自らの資金を提供して同社株式の買付けを断続的に依頼するなどして、同社株式を他人名義で保有しており、長期間にわたり事実とは異なる開示が行われていたことが判明しました。そして、同社株式の本則市場への市場変更（平成23年8月4日）及び市場第一部銘柄への指定（平成24年8月6日）に係る審査において、同社は、当取引所へ提出する申請書類がすべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、申請書類では、同社社長が実質保有する他人名義の株式を含まない虚偽の記載がされていました。その結果、同社における市場第一部銘柄への指定に係る審査基準上の流通株式比率が過大に算出されたことから、同社は実態としては当該基準を充足していないにもかかわらず、その承認を得ていた事実が明らかとなりました。これらは、同社の内部統制の責任者である同社社長の行為に起因するもので、同社において長期間不適切な開示が行われ、また、宣誓書において宣誓した事項に違反することとなったことは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第41条で規定する市場規制全般の趣旨に反する行為であり、公表を要するものと認められることから、公表措置を行うことにしました。」

3. 今後の対応

当社は、平成26年5月14日付「社内調査の結果と当社の対応について」において公表いたしましたとおり、全社をあげて今般の名義株問題に関する再発防止策へ向けた社内体制の再構築に努めて参りました。

具体的には、当社は、当社役職員におけるコンプライアンス意識の向上及びコンプライアンス体制の強化を目的として、①コンプライアンス規程の整備及び社内への浸透、並びに当社役職員に対する教育の実施、②内部監査機能の強化、③監査役会に補助員を採用す

ることによる監査役監査体制の補完等の施策を実施しております。また、これらに加えて、名義株の可能性に十分に留意し、実質的な株主及び実質保有株式数を正確に確認するために、各役員から確認書を徴取する等して、再発防止策に取り組んでおります。

さらに、今般の名義株問題の責任が当社代表取締役社長小池信三にあることを踏まえて、取締役会による監督機能の強化及び活性化を図るため、外部の有識者を社外取締役に迎えることとし、次回の当社定時株主総会において、取締役の追加選任議案として付議することを予定しております。なお、当該選任につきましては、既に社外取締役候補者1名に了承いただいております。各役員及び監査役会の同意も得ております。当社といたしましては、次回の当社定時株主総会までに、社外取締役をもう1名追加選任できるよう、候補者の選定及び検討を行うことを予定しております。

当社は、この度、東京証券取引所から上場契約違約金の徴求が行われること及び名古屋証券取引所から公表措置が行われることを真摯に受け止め、今後の再発防止及び皆様からの信頼回復に向けて、引き続き、コンプライアンス体制及び内部統制体制をはじめとするガバナンス体制を強化することに努めて参る所存であります。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上

ご参考：東京証券取引所ホームページ掲載事項

http://www.tse.or.jp/news/07/140729_k.html

名古屋証券取引所ホームページ掲載事項

<http://www.nse.or.jp/>